

改正貸金業法の早期完全施行等を求める会長声明

経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなど深刻化する多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、段階的な施行を経て、最終段階として出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などが完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

ところが、改正貸金業法の完全施行を前にして、一部に、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加している、貸金業者からの借入れができなくなるとヤミ金融からの借入れが増えるなどとして、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声がある。

しかしながら、中小企業者や個人の直近の資金需要を貸金業者に求めたとしても、返済能力を超えた借入、高金利による返済等によって早々に破綻に至ることは目に見えているのであって、これらの声の指摘については、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などの施策により解決すべき問題である。

我々は、1990年代のバブル崩壊後の経済危機の際、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化したという苦い経験がある。改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び、このような自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないのであって、到底許されるものではない。

そこで、今般設置された消費者庁の所管乃至共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、当会は国に対し、以下の施策を求める。

- 1 改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること

平成21年9月18日

千葉県弁護士会

会長 佐野 善房

